

春日部市下水道条例の一部を改正する条例

春日部市下水道条例（平成17年条例第156号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正後の欄の節、条又は号（以下「改正後の節等」という。）に対応する改正前の欄の節、条又は号が存在しない場合にあっては、当該改正後の節等を加える。
- (2) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第2章</p> <p>第3節の2 公共下水道の施設に関する構造の基準等（第34条の2・第34条の3）</p> <p>第3章 都市下水路（<u>第40条の2・第41条</u>） （趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、市の設置する公共下水道及び都市下水路の管理及び<u>使用並びに施設の構造の基準等</u>について、下水道法（昭和33年法律第79号。以下「法」という。）その他の法令で定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（定義）</p> <p>第2条</p> <p>(3)の2 排水施設 法第2条第2号に規定する排水施設をいう。 （特定事業場からの汚水の排除の制限）</p> <p>第13条</p> <p>(2) 水素イオン濃度 水素指数5 <u>を超え9未満</u></p> <p>(3) 生物化学的酸素要求量 1リットルにつき5日間に600ミリグラム <u>未満</u></p> <p>(4) 浮遊物質量 1リットルにつき600ミリグラム <u>未満</u></p> <p>(6) 窒素含有量 1リットルにつき240ミリグラム <u>未満</u></p> <p>(7) ^{りん} 磷含有量 1リットルにつき32ミリグラム <u>未満</u> （除害施設の設置）</p> <p>第14条</p> <p>(1) 温度 45度 <u>未満</u></p> <p>(2) 水素イオン濃度 水素指数5 <u>を超え9未満</u></p>	<p>目次</p> <p>第2章</p> <p>第3章 都市下水路（<u>第41条</u>） （趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、市の設置する公共下水道及び都市下水路の管理及び<u>使用</u>について、下水道法（昭和33年法律第79号。以下「法」という。）その他の法令で定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（定義）</p> <p>第2条</p> <p>（特定事業場からの汚水の排除の制限）</p> <p>第13条</p> <p>(2) 水素イオン濃度 水素指数5 <u>以上9以下</u></p> <p>(3) 生物化学的酸素要求量 1リットルにつき5日間に600ミリグラム <u>以下</u></p> <p>(4) 浮遊物質量 1リットルにつき600ミリグラム <u>以下</u></p> <p>(6) 窒素含有量 1リットルにつき240ミリグラム <u>以下</u></p> <p>(7) ^{りん} 磷含有量 1リットルにつき32ミリグラム <u>以下</u> （除害施設の設置）</p> <p>第14条</p> <p>(1) 温度 45度 <u>以下</u></p> <p>(2) 水素イオン濃度 水素指数5 <u>以上9以下</u></p>

(4) 沃素消費量 1リットルにつき220ミリ
グラム 未満

第14条の2

(2) 温度 45度 未満

(4) 水素イオン濃度 水素指数5 を越え 9 未満

(5) 生物化学的酸素要求量 1リットルにつ
き5日間に600ミリグラム 未満

(6) 浮遊物質 1リットルにつき600ミリ
グラム 未満

(8) 窒素含有量 1リットルにつき240ミリ
グラム 未満

(9) 燐含有量 1リットルにつき32ミリグラ
ム 未満

2 製造業又はガス供給業の用に供する施設から
汚水を排除して公共下水道を使用する者に関す
る前項の規定の適用については、それらの施設
から排除される汚水の合計量がその処理施設

(当該公共下水道が接続する流域下水道の処理
施設をいう。以下この項において同じ。)で処
理される汚水の量の4分の1以上であると認め
られるとき、その処理施設に達するまでに他の
汚水により十分に希釈されることができないと
認められるとき、その他やむを得ない理由があ
るときは、同項第2号中「45度 未満」とあるの
は「40度 未満」と、同項第3号中「380ミリグラ
ム未満」とあるのは「125ミリグラム未満」と、
同項第4号中「5 を越え 9 未満」とあるのは「5.7
を越え 8.7 未満」と、同項第5号中及び第6号中
「600ミリグラム 未満」とあるのは「300ミリグ
ラム 未満」と、同項第8号中「240ミリグラム 未
満」とあるのは「150ミリグラム 未満」と、同項
第9号中「32ミリグラム 未満」とあるのは「20
ミリグラム 未満」とする。

第3節の2 公共下水道の施設に関する
構造の基準等

(排水施設の構造の技術上の基準)

第34条の2 法第7条第2項に規定する条例で定
める公共下水道の排水施設(これを補完する施
設を含む。)の構造の基準は、次のとおりとす
る。

(1) 堅固で耐久力を有する構造とすること。

(2) コンクリートその他の耐水性の材料で造
り、かつ、漏水及び地下水の浸入を最小限度
のものとする措置を講ずること。ただし、雨

(4) 沃素消費量 1リットルにつき220ミリ
グラム 以下

第14条の2

(2) 温度 45度 以下

(4) 水素イオン濃度 水素指数5 以上 9 以下

(5) 生物化学的酸素要求量 1リットルにつ
き5日間に600ミリグラム 以下

(6) 浮遊物質 1リットルにつき600ミリ
グラム 以下

(8) 窒素含有量 1リットルにつき240ミリ
グラム 以下

(9) 燐含有量 1リットルにつき32ミリグラ
ム 以下

2 製造業又はガス供給業の用に供する施設から
汚水を排除して公共下水道を使用する者に関す
る前項の規定の適用については、それらの施設
から排除される汚水の合計量がその処理施設

(当該公共下水道が接続する流域下水道の処理
施設をいう。以下この項において同じ。)で処
理される汚水の量の4分の1以上であると認め
られるとき、その処理施設に達するまでに他の
汚水により十分に希釈されることができないと
認められるとき、その他やむを得ない理由があ
るときは、同項第2号中「45度 以下」とあるの
は「40度 以下」と、同項第3号中「380ミリグラ
ム未満」とあるのは「125ミリグラム未満」と、
同項第4号中「5 以上 9 以下」とあるのは「5.7
以上 8.7 以下」と、同項第5号中及び第6号中
「600ミリグラム 以下」とあるのは「300ミリグ
ラム 以下」と、同項第8号中「240ミリグラム 以
下」とあるのは「150ミリグラム 以下」と、同項
第9号中「32ミリグラム 以下」とあるのは「20
ミリグラム 以下」とする。

水を排除すべきものについては、多孔管その他雨水を地下に浸透させる機能を有するものとするができる。

- (3) 屋外にあるもの（生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生ずるおそれのないものとして規則で定めるものを除く。）にあっては、覆い又は柵の設置その他下水の飛散を防止し、及び人の立入りを制限する措置を講ずること。
- (4) 下水の貯留等により腐食するおそれのある部分にあっては、ステンレス鋼その他の腐食しにくい材料で造り、又は腐食を防止する措置を講ずること。
- (5) 地震によって下水の排除及び処理に支障が生じないよう地盤の改良、可撓継手の設置その他の規則で定める措置を講ずること。
- (6) 排水管の内径及び排水渠の断面積は、規則で定める数値を下回らないものとし、かつ、計画下水量に応じ、排除すべき下水を支障なく流下させることができること。
- (7) 流下する下水の水勢により損傷するおそれのある部分にあっては、減勢工の設置その他水勢を緩和する措置を講ずること。
- (8) 暗渠その他の地下に設ける構造の部分で流下する下水により気圧が急激に変動する箇所にあつては、排気口の設置その他気圧の急激な変動を緩和する措置を講ずること。
- (9) 暗渠である構造の部分の下水の流路の方向又は勾配が著しく変化する箇所その他管渠の清掃上必要な箇所にあつては、マンホールを設けること。
- (10) ます又はマンホールには、蓋（汚水を排除すべきます又はマンホールにあつては、密閉することができる蓋）を設けること。

（適用除外）

第34条の3 前条の規定は、次に掲げる公共下水道については、適用しない。

- (1) 工事を施行するために仮に設けられる公共下水道
- (2) 非常災害のために必要な応急措置として設けられる公共下水道

（都市下水路の維持管理の基準）

第40条の2 法第28条第2項に規定する条例で定める都市下水路の維持管理の基準は、しゅんせ

つを1年に1回以上行うこととする。ただし、下水の排除に支障がない部分については、この限りでない。

(準用規定)

第41条 **第34条の2**から第38条までの規定(第37条第3項を除く。)は、都市下水路について準用する。この場合において、第35条、第36条及び第37条第1項中「法第24条第1項」とあるのは「法第29条第1項」と読み替えるものとする。

(準用規定)

第41条 **第35条**から第38条までの規定(第37条第3項を除く。)は、都市下水路について準用する。この場合において、第35条、第36条及び第37条第1項中「法第24条第1項」とあるのは「法第29条第1項」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第13条、第14条及び第14条の2の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に存する施設のうち、この条例による改正後の第34条の2の規定に適合しないものについては、当該規定(その適合しない部分に限る。)は、なお従前の例による。ただし、この条例の施行の日以後に改築(災害復旧として行われるもの及び公共下水道に関する工事以外の工事により必要を生じたものを除く。)の工事に着手したものの当該工事に係る区域又は区間については、この限りでない。